

高岡地区広域圏事務組合の概要

高岡広域エコ・クリーンセンター事業概要



< 令和8年9月版 >

高岡地区広域圏事務組合

＜高岡地区広域圏事務組合の概要＞

1 圏域の概況

本圏域は富山県の西部に位置し、圏域北部は能登半島の基部にあたる。西側には石川県境に接する宝達山系が連なり、北側は富山湾に面している。圏域内には石川県境に源を発する小矢部川と飛騨山稜を源とする庄川の2河川が貫通し、「海・山・川」と、自然環境に恵まれている。

総面積は 574.20km²で富山県の総面積 4,247.55km²の 13.5% である。



【構成市の人口・世帯数、面積】

構成市	人口	世帯数	面積
高岡市	158,563 人	66,594 世帯	209.59 km ²
氷見市	39,149 人	15,018 世帯	230.54 km ²
小矢部市	26,691 人	9,627 世帯	134.07 km ²
計	224,403 人	91,239 世帯	574.20km ²

※人口・世帯数は令和7年10月1日 国勢調査（速報集計）

面積は令和7年10月1日時点全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）

2 組合の沿革

昭和 46 年 9 月、高岡市、氷見市、小矢部市及び福岡町の 3 市 1 町で構成する高岡地区広域市町村圏協議会を設立し、また、昭和 48 年 7 月には高岡地区公害センター組合を設立した。

平成 5 年 2 月に、高岡地区広域市町村圏協議会と高岡地区公害センター組合を統合し、高岡地区広域圏事務組合に改組した。

平成 17 年 11 月に、高岡市と福岡町が合併したことにより、現在の高岡市、氷見市及び小矢部市の 3 市による構成となった。

【沿革】

昭和 46 年 9 月	高岡地区広域市町村圏協議会設立 〔構成自治体 高岡市・氷見市・小矢部市・福岡町〕
昭和 48 年 7 月	高岡地区公害センター組合設立
平成 5 年 2 月	高岡地区公害センター組合規約の変更許可 一部事務組合「高岡地区広域圏事務組合」に改組
平成 10 年 4 月	高岡地区広域圏事務組合規約変更許可 〔共同処理事務にごみ処理施設建設に関する事務を追加〕
平成 17 年 10 月	高岡地区広域圏事務組合規約変更許可 〔構成する地方公共団体の数を減少〕
平成 24 年 10 月	新ごみ処理施設の着工
平成 26 年 2 月	高岡地区広域圏事務組合規約変更 〔平成 26 年 4 月から共同処理事務を、ごみ処理施設建設からごみ処理施設設置及び管理運営へ変更〕
平成 26 年 9 月	高岡広域エコ・クリーンセンター竣工

3 共同処理事業

① 地域振興事業

平成 4・5 年に設置した「高岡地区ふるさと市町村圏基金」(10 億円)の果実を原資として、圏域の活性化と魅力ある圏域づくりを推進するソフト事業を実施している。(広域婚活支援事業、ごみ減量化・環境学習推進事業など)

② 公害試料分析事業

昭和48年7月、速やかに公害に対処し、かつ行政経費の効率運用を図るため、構成市が採取した公害試料を分析することを目的として「高岡地区公害センター組合」を設立した。

昭和49年5月に公害センター庁舎（高岡市長慶寺）が完成し、分析業務を開始した。

平成26年10月には、「環境分析センター」に改組し、高岡広域エコ・クリーンセンターの完成に併せて移転した。

令和3年度からすべての分析業務を外部委託している。

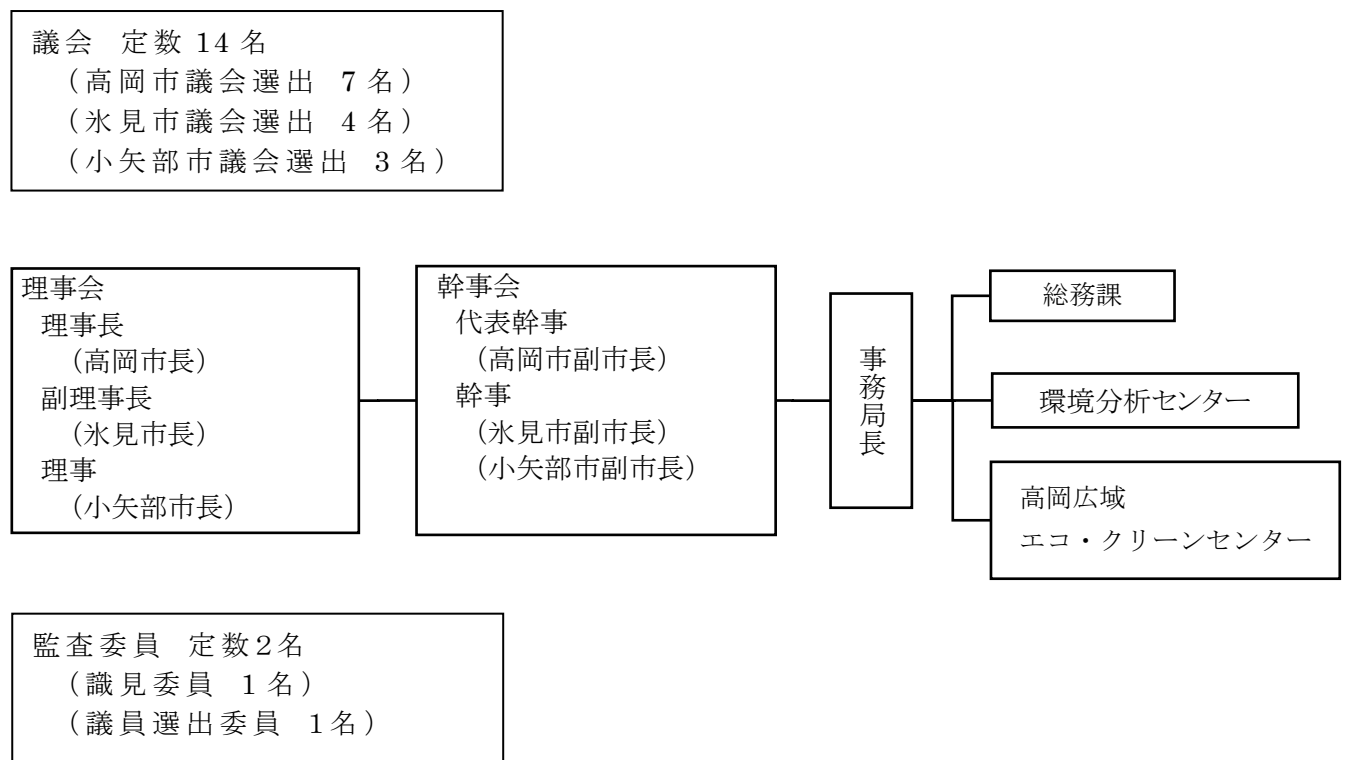
③ ごみ処理施設設置及び管理運営事業（高岡広域エコ・クリーンセンター）

平成9年8月に当時の高岡市・氷見市・小矢部市・福岡町の3市1町による「圏域内のごみを共同処理する」との合意を受けて、環境と安全に配慮した循環型社会に対応したごみ焼却施設として計画した。

平成24年10月に着工、平成26年9月に竣工し、10月から本格稼働した。

令和2年度から、10年間の長期包括運営委託により運営している。

4 組合の組織・組合事務局



5 所在地

〒935-0035 富山県氷見市上田子字笹谷内50番地

6 経費（予算・分担金）

高岡地区広域圏事務組合の経費は、次の2つの会計で構成されている。

① 一般会計

一般会計 歳出・歳入内訳（令和8年度当初予算）

歳入	(千円)
1 分担金及び負担金	839,286
2 使用料及び手数料	236,162
3 財産収入	246,087
4 繰入金	90,000
5 繰越金	1
6 諸収入	909
歳入合計	1,412,445

歳出	(千円)
1 議会費	1,281
2 総務費	59,439
3 衛生費	1,176,351
4 公債費	165,374
5 予備費	10,000
歳出合計	1,412,445

② 地域振興事業会計：高岡地区ふるさと市町村圏基金の果実を原資に実施している地域振興事業に係る経費

地域振興事業会計 歳出・歳入内訳（令和8年度当初予算）

歳入	(千円)
1 財産収入	4,768
2 県支出金	2,978
3 繰越金	1
4 諸収入	242
歳入合計	7,989

歳出	(千円)
1 地域振興事業費	7,889
2 予備費	100
歳出合計	7,989

＜高岡広域エコ・クリーンセンター事業概要＞

1 建設の経緯

(1) 建設の経過

【建設経過と施設概要】

高岡広域エコ・クリーンセンターは、平成9年8月に高岡市・氷見市・小矢部市・福岡町の3市1町の焼却施設の老朽化に伴い、「圏域内のごみを共同処理する」との3市1町の合意を受けて、環境と安全に配慮した循環型社会に対応したごみ焼却施設として計画した。

ごみ焼却施設の処理方式については、ごみ処理技術や環境対策などに豊富な経験と専門的知識を有する学識経験者で構成する「ごみ処理施設技術検討会」の答申を受け、理事会において「ストーカ方式」と決定し、環境影響評価現況調査を実施した。

平成23年12月には、建設工事の入札を実施し、翌平成24年1月にJFEエンジニアリング・佐藤工業・塩谷建設・射水建設興業による共同企業体と契約を締結し、平成24年10月に着工した。平成26年7月からは試験運転を実施し、各種の検査などを経て、同年9月30日に竣工した。

焼却施設としては、全連続燃焼式ストーカ炉で、1日当たり85トンの処理能力を有する炉、3炉で構成し、全体で255トンの焼却能力を有し、また、最大出力4,600kwの発電設備を設置し、環境に配慮した施設となっている。発電した電力は場内で使用するだけでなく、余剰電力は電力会社へ売電している。

施設設備として、1階には、ごみ受入のための計量棟をはじめ、ごみピット、灰の搬出設備、タービン発電機室、エコ・クリーンセンターの事務室を設けている。

2階には中央制御室、クレーン操作室、炉室、排ガス処理室、研修室、会議室、見学者ホールを設け、ホールからは、ごみの搬入やクレーン操作等の状況や、ホールのモニターにより焼却の内部の状況などを見ることができる。

4階には、高岡地区広域圏事務組合の総務課と環境分析センターを配置している。

(2) 管理運営状況(令和7年度)

① 搬入ごみ量

月	ごみ量 (t)	搬入の内訳(t)			
		高岡市	氷見市	小矢部市	構成市区分が できないもの
令和7年 4月	5,001.41	3,439.60	939.87	621.74	0.20
5月	5,698.14	4,012.77	1,011.55	673.42	0.40
6月	5,243.84	3,653.73	970.83	619.28	0.00
7月	5,422.26	3,696.86	1,055.27	670.12	0.01
8月	5,128.50	3,548.41	938.30	641.73	0.06
9月	5,322.53	3,736.62	935.55	649.75	0.61
10月	5,470.34	3,732.89	967.53	769.83	0.09
11月	4,961.96	3,394.12	877.43	690.41	0.00
12月	5,511.17	3,798.31	976.75	735.92	0.19
令和8年 1月	4,319.91	3,010.50	749.25	560.16	0.00
2月	3,841.50	2,656.18	685.32	499.76	0.24
3月	5,016.53	3,461.17	850.51	703.95	0.90
令和7年度 計	60,938.09	42,141.16	10,958.16	7,836.07	2.70

令和6年度	62,260.82	43,004.98	11,290.69	7,962.91	2.24
-------	-----------	-----------	-----------	----------	------

② し尿及び浄化槽汚泥の資源化物(助燃剤)搬入量

月	搬入量 (t)	搬入の内訳(t)		
		高岡市	氷見市	小矢部市
令和7年 4月	52.17	7.75	21.25	23.17
5月	41.04	6.24	17.69	17.11
6月	45.64	7.73	16.86	21.05
7月	39.02	5.22	14.28	19.52
8月	27.14	3.57	10.05	13.52
9月	34.07	4.62	9.93	19.52
10月	39.68	8.03	14.11	17.54
11月	28.49	3.86	11.83	12.80
12月	38.60	4.31	17.60	16.69
令和8年 1月	35.36	4.16	12.72	18.48
2月	32.90	7.88	9.59	15.43
3月	38.67	7.97	15.71	14.99
令和7年度 計	452.78	71.34	171.62	209.82

令和6年度	423.51	57.97	192.96	172.58
-------	--------	-------	--------	--------

③ 発電量

月	発電量 (kwh)	売電量 (kwh)
令和7年 4月	2,148,810	1,308,538
5月	2,392,650	1,436,174
6月	2,211,260	1,262,006
7月	2,209,010	1,170,202
8月	2,030,630	1,043,131
9月	1,921,380	1,015,354
10月	2,391,410	1,422,682
11月	1,657,530	1,078,522
12月	2,189,880	1,411,315
令和8年 1月	1,908,740	1,215,326
2月	1,677,360	1,065,115
3月	0	0
令和7年度 計	22,738,660	13,428,365
令和6年度	26,073,930	15,802,753

(3) 共通指定袋

① 経緯(指定袋 ⇒ 共通化)

構成市で個々の家庭系指定袋を介して手数料を徴収していたものを広域圏内共通指定袋として一本化。(平成 26 年 10 月実施)

- ・構成 3 市民の利便性を確保＝3 市域内で同じものを購入・使用
- ・取扱店の重複を避け、市の事務の軽減
- ・販売店の取扱い種類の軽減(市境界域の販売店は、複数市の袋を販売)

② 製作、配送、販売

- ・製作事業者(広域圏内 1 者)は、事務組合の発注に基づき指定袋を製作・管理し、配送事業者(各市担当区域ごと 3 者)に供給
- ・配送事業者(3 者)は、各区域内の指定袋取扱店に指定袋を配送し、代金を徴収(原則として現金決済)し、事務組合に納入。組合は、指定袋の配送実績に基づく手数料の支払い。
- ・指定袋取扱店は、区域を担当する配送事業者から指定袋の配送を受け市民等に販売

③ 令和 7 年度供給等実績

項目	令和 7 年度				令和 6 年度
	大(45 リットル)	中(20 リットル)	小(10 リットル)	計	
製作枚数(枚)	5,000,000	3,000,000	1,000,000	9,000,000	9,000,000
供給【販売】枚数(枚)	5,130,500	3,539,000	1,320,500	9,990,000	10,059,000
手数料額(歳入額)(円)	153,915,000	70,780,000	13,205,000	237,900,000	240,125,000

高岡地区広域圏事務組合規約

	平成5年2月10日富山県指令4地第942号
改正	平成10年4月1日富山県指令地第189号
改正	平成12年1月1日
改正	平成17年10月14日富山県指令市第1066号
改正	平成19年3月29日富山県指令市第168号
改正	平成23年2月14日富山県指令市第67号
改正	平成25年5月1日
改正	平成26年2月6日富山県指令市第27号

(組合の名称)

第1条 この組合は、高岡地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、高岡市、氷見市及び小矢部市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域活動計画の策定及び事業の実施に関する事務
- (2) 関係市が採取した公害試料の分析に関する事務
- (3) ごみの処理施設（2以上の市の区域を対象とするものに限る。）の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、氷見市上田子字笹谷内50番地に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、14人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市 7人
- (2) 氷見市 4人
- (3) 小矢部市 3人

2 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

(組合議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市の議会は速やかに補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会に議長及び副議長1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(選挙結果報告等)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、関係市の長は、直ちにその結果を理事会に報告しなければならない。

2 理事会は、前項の報告を受けたときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(理事会)

第9条 組合に理事会を置き、理事3人をもって組織する。

2 理事は、関係市の長をもって充てる。

3 理事に事故があるときは、当該理事の属する市の副市長又はあらかじめ当該理事において指名した職員がその職務を代理する。

4 前項及び次条に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(理事長及び副理事長)

第10条 理事会に理事長及び副理事長1人を置く。

2 理事長及び副理事長は、理事が互選する。

3 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、理事長の属する市の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第12条 組合に職員を置き、理事会がこれを任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、組合の財産から生ずる収益、関係市の分担金、国、県補助金その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の総額及び関係市の分担すべき額は、組合の議会の議決を経て定める。

(高岡地区ふるさと市町村圏基金の設置)

第15条 第3条第1号に規定する事業のうち、地域振興事業を実施するため、組合に別に条例で定めるところにより、高岡地区ふるさと市町村圏基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金は、関係市の出資金、県の助成金等により設置する。

(基金に属する財産の処分の制限)

第16条 基金に属する財産のうち、関係市の出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。

(基金に対する関係市の権利)

第17条 組合が解散する際には、基金に属する財産は、出資割合に応じ、関係市に帰属する。

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

(許可 平成5年2月10日 富山県指令4地第942号)

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。

(許可 平成10年4月1日 富山県指令地第189号)

附 則

この規約は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年11月1日から施行する。

(許可 平成17年10月14日 富山県指令市第1066号)

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（許可 平成19年3月29日 富山県指令市第168号）

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

（許可 平成23年2月14日 富山県指令市第67号）

附 則

この規約は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（許可 平成26年2月6日 富山県指令市第27号）